

第162回鳥取県都市計画審議会 議案概要

(書面開催)

- 議案1 羽合都市計画道路の変更について
- 議案2 北条都市計画道路の変更について
- 議案3 倉吉都市計画区域マスタープランの変更について
- 議案4 琴浦都市計画区域マスタープランの変更について

議案番号	議案名	案件	主な内容
1	羽合都市計画道路の変更について	【本審議】 3・6・1号倉吉羽合線の変更	3・6・1号倉吉羽合線（国道179号）について、事業の施行に伴う測量・詳細設計等による都市計画道路の区域等の変更を行うもの。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 延長:2,680m（変更前:2,660m） 起終点:(起点)湯梨浜町田後 (終点)同町はわい長瀬 幅員:11.0m 車線数:2車線 </div>
2	北条都市計画道路の変更について	【本審議】 1・4・2号和田北条線の変更	1・4・2号和田北条線（国道313号）について、事業の施行に伴う測量・詳細設計等による都市計画道路の区域等の変更を行うもの。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 延長:4,329m 起終点:(起点)北栄町米里 (終点)同町弓原 幅員:21.0m 車線数:4車線 </div>
3 ～ 4	(3号)倉吉 (4号)琴浦 都市計画区域マスタープランの変更について	【予備審議】 都市計画区域マスタープランの変更	平成16年に県中部地域の市町ごとで策定した都市計画の目標を示す「都市計画区域マスタープラン（正式名称:整備、開発及び保全の方針）」について、市町村合併や人口減少・少子高齢化の進展など、社会情勢が大きく変化しているため、見直しを行うもの。